

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
問 合 せ 先：申請先警察署の生活安全課（係）又は熊本県警察本部生活環境課（電話 096－381－0110 ）
備 考：